

二本松市地域防災計画の修正案に対する意見等

[令和3年3月3日]

	該当箇所	ページ	該当項目
			第1部 第1章 第1節 本編の目的
1	意見等	構成機関	三浦委員
		文末の「ことを目的とする。」と記載があるのを「こととする。」と修正すべき	
	理由等 (検討経過)	対応する主語が無いため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第1部 第1章 第2節 火山地域市町村
2	意見等	構成機関	福島地方気象台、福島県（災害対策課）、会津若松市
		表中の磐梯山に会津坂下町を追加する	
	理由等 (検討経過)	福島県地域防災計画の記載と整合のため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第1部 第2章 過去の火山活動（安達太良山）
3	意見等	構成機関	福島地方気象台
		3 1899年（明治32年） 噴火 「70～400kgもあった」と記載があるのを「70～400kgもあった」と修正すべきである。	
	理由等 (検討経過)	誤字の修正 キロは小文字で書くため	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第1部 第2章 過去の火山活動（安達太良山）
4	意見等	構成機関	福島地方気象台
		3～6の複数箇所 「噴気」と記載があるのを「噴気」に修正すべきである。	
	理由等 (検討経過)	誤字の修正	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第1部 第2章 過去の火山活動（安達太良山）
5	意見等	構成機関	福島地方気象台
		7 1997年（平成9年） 「火山性ガス事故」と記載があるのを「火山ガス事故」と修正してはどうか。	
	理由等 (検討経過)	近年では「火山ガス」の方が一般的であり、協議会策定の避難計画でもこの用語が使用されているため。	

二本松市地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和3年3月3日〕

	該当箇所	ページ	該当項目
6	意見等	構成機関	福島県（砂防課）
		「砂防事業」の追加	
	理由等 (検討経過)	県地域防災計画との整合のため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
7	意見等	構成機関	福島県（災害対策課）
		異常現象を発見した場合の情報連絡系統図を記載してはどうか。	
	理由等 (検討経過)	表記の適正化。	

	該当箇所	ページ	該当項目
8	意見等	構成機関	三浦委員
		「用いて住民、登山者、観光客等への情報提供」と記載があるのを「用いて情報提供」と修正すべき。	
	理由等 (検討経過)	前述に「火山地域の住民、登山者、観光客等に対し」と書かれており、重複となるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
9	意見等	構成機関	三浦委員
		「当施設の所有者」と記載があるのを「当該施設の所有者」に、「警戒地域内の当施設」と記載があるのを「警戒地域内の当該施設」と修正すべき。	
	理由等 (検討経過)	表記の適正化。	

	該当箇所	ページ	該当項目
10	意見等	構成機関	福島地方気象台
		（2）噴火予報 「仙台区気象台及び気象庁地震火山部が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。」に修正	
	理由等 (検討経過)	表記の適正化	

二本松市地域防災計画の修正案に対する意見等

[令和3年3月3日]

	該当箇所	ページ	該当項目
		8	第2部 第2章 第1節 1 噴火警報等の種類
11	意見等	構成機関	福島地方气象台、福島県（災害対策課）
		安達太良山の噴火警戒レベル表を二本松市別紙1のとおり修正	
	理由等 (検討経過)	表記の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
		8	第2部 第2章 第1節 1 噴火警報等の種類
12	意見等	構成機関	三浦委員
		「注）該当する火山は、現在なし。」と記載があるのを削除すべき。	
	理由等 (検討経過)	文書の目的を勘案すると、現在の状況を記載するべきではないため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
		8	第2部 第2章 第1節 1 噴火警報等の種類
13	意見等	構成機関	福島地方气象台
		二本松市別紙2のとおり修正	
	理由等 (検討経過)	表記の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
		9～14	第2部 第2章 第2節 1 連絡体制
14	意見等	構成機関	福島地方气象台、福島県（災害対策課）
		「噴火警報等の伝達機関」の表について、県防災計画修正案のものに差し替えるべきである。	
	理由等 (検討経過)	最新の状況を反映するため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
		9～14	第2部 第2章 第2節 1 連絡体制
15	意見等	構成機関	福島地方气象台
		噴火警報等伝達系統図中、福島地方气象台→県（危機管理総室）、県（危機管理総室）→二本松市、二本松市（生活環境課）→地域住民に◆印を付して、脚注に「※「◆」は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路※北陸地方整備局には新潟地方气象台から伝達」を追記する。	
	理由等 (検討経過)	活動火山対策特別措置法に基づく修正	

二本松市地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和3年3月3日〕

	該当箇所	ページ	該当項目
		9～14	第2部 第2章 第2節 1 連絡体制
16	意見等	構成機関	福島地方気象台
		「仙台管区気象台火山監視・情報センター」を「仙台管区気象台地域火山監視・警報センター」に修正する	
	理由等 (検討経過)	活動火山対策特別措置法に基づく修正	

	該当箇所	ページ	該当項目
		9～14	第2部 第2章 第2節 1 連絡体制
17	意見等	構成機関	福島地方気象台
		「気象庁火山監視・情報センター」を「気象庁火山監視・警報センター」に修正する。	
	理由等 (検討経過)	表現の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
		9～14	第2部 第2章 第2節 1 連絡体制
18	意見等	構成機関	福島地方気象台
		米沢市への伝達経路を、山形地方気象台からではなく、山形県→米沢市に変更する。	
	理由等 (検討経過)	表現の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
		9～14	第2部 第2章 第2節 2 市の措置
19	意見等	構成機関	福島地方気象台
		「市は、県（危機管理総室）から噴火警報、降灰速報、臨時の解説情報を受理したとき、」との記載を「市は、県（危機管理総室）から噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）を受理したとき、」に修正する。	
	理由等 (検討経過)	表現の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
		9～14	第3部 第6章 第1節（2） 避難勧告、指示
20	意見等	構成機関	福島地方気象台
		「火口周辺に災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、」との記載を「火口周辺または火口周辺から居住地域の近くまでに災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、」に修正。	
	理由等 (検討経過)	表記の適正化	